鹿児島県防災対策基本条例の概要

第1章 総則

1 目的

豪雨,洪水,地震,噴火等の自然災害に対する防災対策の基本理念を定め,県民,県及び市町村等の責務等を明らかにするとともに,防災対策を総合的・計画的に推進することにより,災害に強い地域社会の実現に寄与する。

2 基本理念

防災対策は、県民が自らの身は自ら守る「自助」、地域の住民が互いに助け合って地域の安全を確保する「共助」、市町村、県及び防災関係機関が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」を基本として、県民等、市町村、県及び防災関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協働して行わなければならない。

3 責務等

(1) 県民等の責務

基本理念にのっとり、自ら災害に備えるとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携・協働して防災対策を行うよう努める。

(2) 県の責務

基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、市町村及び防災関係機関等と連携・協働して防災対策を行うとともに、必要な総合調整を行う。

(3) 市町村への要請

県は、市町村に対し、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、 災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、県民等、県及び防災関係機関 と連携・協働して防災対策を行うよう求める。

4 防災対策上の配慮

県は、防災対策を行う上で要援護者及び孤立地区に十分配慮するとともに、市 町村に対し、要援護者及び孤立地区に十分配慮して防災対策を行うよう求める。

第2章 災害予防対策

1 県民等

(1) 県民

- ア 防災に関する研修及び訓練等への参加により、知識・技能の習得、建物の 耐震性の確保及び物資の備蓄等に努める。
- イ 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織の結成やその活動 に参加するよう努める。
- ウ 要援護者は、避難支援者に避難の際に必要な情報を提供するよう努める。

(2) 自主防災組織

- ア 自ら防災に関する研修会や訓練を行うとともに, 市町村等の行う防災訓練に参加するよう努める。
- イ 災害危険箇所,避難場所等の情報の把握に努めるとともに,地域の防災マップの作成及び地域ぐるみの避難体制の整備等に努める。

(3) 事業者

ア 防災対策の責任者を定め、従業員に対し研修や訓練を行うなど、従業員等の安全に配慮するとともに、市町村等が行う防災対策に協力するよう努める。

イ 学校を設置又は管理する者は、教育を受ける者が、災害時に自らの安全を 確保することができるよう、防災教育や訓練の実施に努める。

2 県及び市町村

- (1) 県民等への防災に関する知識の普及や意識の高揚を図る。
- (2) 地域における防災リーダーを育成するとともに、自主防災組織の結成及び活動に対し必要な支援を行う。
- (3) 災害応急対策に必要な体制(情報伝達,住民避難,物資輸送,医療救護,輸送,ボランティア活動等)を整備する。
- (4) 市町村相互,事業者等との協定締結など,災害応急対策に必要な広域ネットワークを整備する。
- (5) 道路,河川等について定期的に点検を行うとともに,計画的な補修等を行う。

第3章 災害応急対策

1 県民等

- (1) 気象警報等の災害に関する情報の自主的な収集を行うとともに、地域ぐるみの早めの避難及び救助等に努める。
- (2) 災害発生後を含め、安全が確認されるまでの間、災害危険箇所に近づかないように努める。

2 県及び市町村

- (1) 迅速かつ的確な避難, 救助, 医療等の応急対策のために必要な体制を速やかに確立し, 災害応急対策を実施する。
- (2) 災害及び防災に関する情報を迅速かつ的確に収集するとともに、住民等に提供する。
- (3) ボランティア支援団体が行うボランティア活動の円滑な実施を支援する。

第4章 災害復旧・復興対策

- (1) ライフライン管理者は、復旧に係る工事を行うときは、相互に連携するよう 努める。
- (2) 県及び市町村は、所有又は管理する施設の復旧・復興のための施策を実施する。
- (3) 県民は,自らの生活の再建及び地域の復旧・復興に努める。

第5章 防災対策の計画的な推進等

- (1) 県及び市町村は、防災対策について定期的に点検し、結果を公表する。
- (2) 県及び市町村は、所有又は管理する施設の耐震改修その他の防災対策の目標を定め公表する。
- (3) 県は、防災週間を設け、県民の防災意識の高揚を図る。